

BTMU CHINA WEEKLY

トピックス: 変化した中国株式市場への見方～印紙税率引き上げによる株価調整の影響～

5月30日、中国財政部は株式取引に係わる印紙税率を0.1%から0.3%に引き上げた。これを受けて上海総合株価指数は下落し、5月29日から6月4日までの5営業日で24.48%の下げを記録することになった。この動きを受けて、本邦の一部メディアでは“中国バブルの崩壊”といったセンセーショナルなとりあげを行っているが、こうした極論は別としても、内外の論調を見ると今般の株価の調整を契機として中国の株式市場に対する解釈に一定の変化が生じていることは確かなようだ。

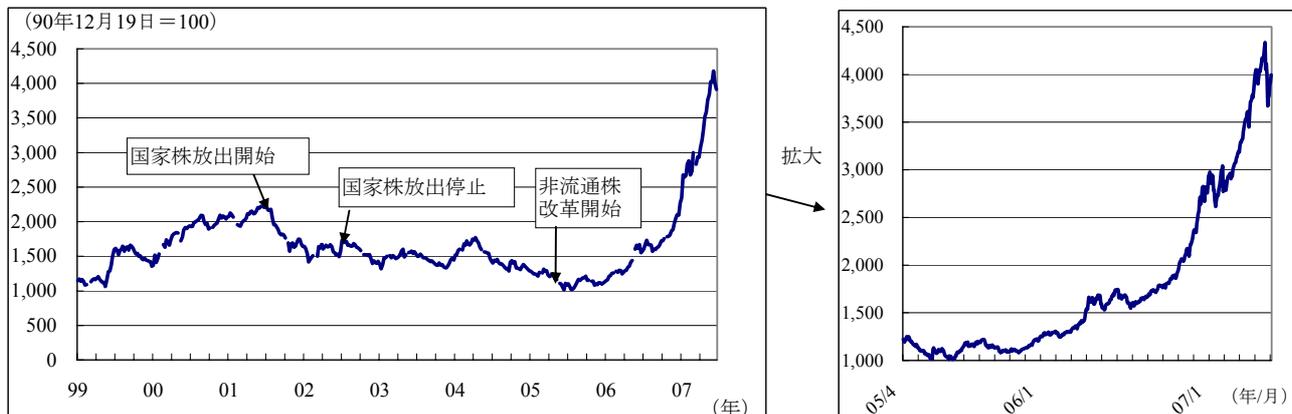
今回の株価の調整を受けて、勢いを増していると感じられるのは、まず、「株価の厳しい調整がおこると社会的不安定を誘発する」との見方である。証券口座数は「日本の8倍の1億に達し」、経済への影響は拡大している。その上、政府人事に影響を及ぼすことから極めて重要な“5年に一度”の党大会を秋に控えている今日、中間層を刺激するような政策は採ることができないというものだ。もうひとつは株価の過度の調整は中国の金融改革に打撃を与えるという見方だ。中国政府は国内銀行の負担を軽減するために資本市場の育成を図っており、預金から株式市場への資金シフトを促進するために、また、最終的には安定的な経済発展と年金の基盤の確立のためにも、株価の安定的な推移は何としても維持しなければならない。

この見方に立つと、政府が事実上コントロールしている主要証券紙3紙が6月4日に証券市場の健全性や株価の長期的な安定を予想する記事を掲載したことや、翌5日4つの株式ファンドが政府より新たに認可を与えられたことは、政府の方針がバブル抑制のための株価調整から株価の下支えへと大きく転換した査証と解釈することもできる。

一方で、バブルを抑制するための株価の調整は依然許容できるという見方もある。例えば、証券口座数1億は過剰評価で、上海、深セン両市場に2つの口座を持つことや、睡眠口座の存在を前提とすれば実際に移動している口座は1～2千万口座に過ぎないというもの。また、過去2年の上昇を踏まえれば現在の調整は合理的な範囲に留まるというもの。そして、中間層は株価下落に対応できる十分な預金を持っているとの分析。さらに、中間層は共産党の改革下で成功し豊かになっていることから改革の流れを止めようとはしないし、彼らから深刻な反動が起きるとは考えられない、といったものがその代表的な見方だ。両者を総合すると、株価下支え派が力を強めているのが事実だが、調整のための余地は以前残されているということになるのだろうか。

様々なメディアや、弊行上海支店情報チームが伝えてくる生々しい個人投資家の動き、「弁公室股民」(オフィストレーダー)の熱狂振りは、確かに、マイクロベースでの中国市場の“バブル”性を感じさせる。一方、こうした動きは、本邦よりも米国や香港の状態に類似していること、つまり中国の人々はより資本市場的なのではないかということを感じさせるものもある。もし、そうであれば、株式市場としてみれば、長期的には東京市場より上海市場のほうが将来性は高いかもしれない。

上海証券取引所総合指数の推移



(資料) CEIC等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

CHINA WEEKLY DIGEST

1. 経済

●資源節約、環境融和を目指す政策相次ぐ

資源節約型、環境融和型社会作りを目指して、中長期的な政策が相次いで発表されている。国務院は5月23日、「省エネ、排出削減総合プラン」を発表した。主要な目標は、2010年迄にGDP1万元当り石炭使用量を約20%削減、単位工業付加価値当り水使用量を30%削減、主要汚染物質の排出量を10%削減、廃水処理率を70%以上に向上すること等。温家宝首相は6月7日、国務院常務委員会議を主催、「中長期再生可能エネルギー発展計画」を審議、決議した。エネルギー確保、生態環境保護、経済発展維持の為に、水力発電、太陽光エネルギー、風力エネルギー、バイオ発電を促進し、再生可能エネルギーの消費割合の拡大を図る。具体的には、①再生可能エネルギーの目標に沿った複合的政策の策定、②再生可能エネルギー市場を育成、③財政支援の拡大、優遇税制の適用、④科学的な実施計画の策定、等。国家改革発展委員会は6月7日、「水利発展11次5ヵ年規画」を発表。水資源の逼迫状況に鑑み、安定的な水利供給を実現すべく、都市供水の価格引上げ、汚水処理費の徴収等を通じてインフラ整備を進める。

2. 産業

●ブロードバンド利用が急拡大 米国に次ぐ規模に

固定電話会社大手の中国ネットワーク通信集団会社が主催した「2007年度ブロードバンドフォーラム」によると、中国のブロードバンド契約者数は米国に次ぎ9,700万件に達した。2005年末現在、先進国の利用者が世界全体の74%を占めるなか中国は17.5%を占め、発展途上国では最も急速に普及している。一方、国際電気通信連合の2001年～2005年の統計に拠ると、先進国の普及率が4%から17%へ増加したのに対し、途上国の増加は0%から3%へととなっている。中国は人口が多い為、普及率で見ると世界平均より低い水準に留まっている。

●奢侈品市場の規模 米国、日本に次ぎ世界第3位

奢侈品を展示する「2007年上海国際テイスト生活展」が6月1日に開催された。同展示会は経済成長に伴い急拡大しつつある富裕層の奢侈品消費の拡大を狙ったもの。現在、中国の奢侈品市場の年間売上高は20億米ドルに達し、これは米国、日本に次ぐ規模となっている。また、会計事務所EYのレポートによると、2008年の奢侈品売上高に伸び率は20%、2010年までに奢侈品消費者数は2.5億人、2015年の売上高は115億米ドルが見込まれ、世界消費の29%を占める規模に成長すると予測している。

3. 貿易・投資

●外資の不動産投資 さらに管理強化

商務部と国家外貨管理局は5月23日付で「不動産業への外商直接投資の審査と監督を更に強化する通知」を発表した。不動産市場の高騰が続く中、昨年、建設部、国家発展改革委員会、外貨管理局等6部門が発表した外資の不動産業参入条件に関する審査の徹底を図るもの。また、節税等を目的とした合併企業、外資になりすました内資企業の設立規制も狙っている。今回の通知で、今後地方レベルの商務部門が承認した外資不動産プロジェクトについては、中央の商務部へ届け出を行わなければならないとしている。

●国家級開発区の外資誘致 依然として活発

6月3日から5日まで開催された「2007年度国連工業発展組織投資促進フォーラム」によると、現在、国務院が認可した国家級開発区は54箇所、面積は延べ888kmlに及び、第1号認可から20年を経て、初期の14沿海都市から全国31省にまで拡大した。国家級開発区の2006年度の工業付加価値は7414.21億元、外資直接投資金額は147.12億米ドルで全国の23.3%を占め、輸出入総額は前年比25.7%増の2830.94億米ドル、うち輸出は前年比31.1%増の1492.33億米ドルで全国の15.4%を占めている。

4. 金融・為替

●香港で人民元建て債券発行が可能に

中国人民銀行(中銀)と国家発展改革委員会は8日、「国内金融機構の香港特別行政区における人民元建て債券発行管理暫定弁法」を公布した。人民元建て債券の香港発行の解禁については、既に本年1月に人民銀行が発表しているが、今回の弁法は具体的な発行条件、手続きを規定したもの。発行機関は国内の政策性銀行と商業銀行に限られ、過去3年連続の黒字計上、自己資本比率4%以上等の条件を満たす必要がある。現在、開発銀行、輸出入銀行、建設銀行、中国銀行が発行を検討している模様。本年4月現在、香港における人民元業務の取扱銀行は38行、人民元預金は255億元に達しており、香港での人民元建て債券発行は、香港居住者の投資手段の多様化と香港の金融センターとしての地位の更なる向上を目指すものという。

●4つの投資ファンド 新たに証監会の批准取得

先月29日の証券取引印紙税率引き上げに伴う株価急落への対応策として、中国証券監督管理委員会(証監会)は7日、新たな投資ファンド4件を批准した。募集は12日から開始、募集総額は450億元。投資対象はブルーチップに限る予定。

EXPERT VIEW

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング 株式会社

国際事業本部 海外アドバイザー事業部

池上 隆介

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は、2007年5月下旬から6月上旬にかけて公布または施行された法令を取りあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れたものを含んでいます。

<p>[行政法規] ○「中華人民共和国行政再審査法実施条例」（国務院令第499号、2007年5月29日公布、同年8月1日施行）</p> <p>[政策] ○「国務院弁公庁の国家食品薬品安全『11五』計画の印刷・発布に関する通知」（国弁発[2007]24号、2007年4月17日発布）</p> <p>[規則] ●「国務院の省エネ・排出削減の総合的業務案の印刷発布に関する通知」（国発[2007]15号、2007年5月23日発布）</p> <p>●「国家発展改革委員会のプロジェクト申請報告共用テキストの発布に関する通知」（発改投資[2007]1169号、2007年5月28日発布、同年9月1日実施）</p> <p>●「加工貿易単位当たり消耗量管理弁法関係問題について」（税関総署公告2007年第23号、2007年5月30日公布・施行）</p> <p>○「国務院弁公庁の公共建物空調温度コントロール標準の厳格執行に関する通知」（国弁発[2007]42号、2007年6月1日発布・実施）</p>	<p>1999年10月1日に施行された「行政再審査法」の実施条例。法に規定される行政再審査の範囲、申請・受理、決定について具体的に規定したものの。</p> <p>第11次5ヵ年計画期間中の食品と薬品の安全確保について、個別の目標と施策が詳細に述べられている。</p> <p>各地方政府と国務院各部門に対し、省エネと汚染物質排出量削減の業務について指針を通知したものの。詳細は、下記の解説をご参照。</p> <p>発展改革部門へのプロジェクト認可申請時の報告書の記載内容に関する通知。詳細は、下記の解説をご参照。</p> <p>加工貿易での単位当たり原材料消耗量の税関への申告に関する公告。詳細は、下記の解説をご参照。</p> <p>省エネと環境保護を目的に、公共建物内の空調温度を夏季摂氏26度以上、冬季摂氏20度以下とする旨の通知。</p>
---	---

●外商投資企業設立時のプロジェクト申請報告書の統一基準が発布される

外商投資企業を設立する際に、プロジェクトの内容について発展改革部門の認可を受ける制度が2004年から実施されているが、その申請報告書に記載する内容についての統一基準が示された。これは、上記表中の国家発展改革委員会の通知によるもので、今年9月1日から実施される。

プロジェクト認可制度は、「国務院投資体制改革に関する決定」（国発[2004]20号、2004年7月16日公布）と、それにもとづいて制定された「外商投資プロジェクト認可暫定施行管理弁法」（国家発展改革委員会令第22号、2004年10月9日公布・施行）により実施されているもので、プロジェクトの総投資額と「外商投資産業指導目録」上の類別により、次のように審査・認可機関が区分されている。

- ・総投資額1億米ドル以上の奨励類・許可類プロジェクトと総投資額5千万米ドル以上の制限類プロジェクト→国家発展改革委員会（うち5億米ドル以上の奨励類・許可類プロジェクトと1億米ドル以上の制限類プロジェクトは国務院）

- ・総投資額1億米ドル未満の奨励類・許可類プロジェクト及び5千万米ドル未満の制限類プロジェクト
→地方発展改革部門（ただし制限類プロジェクトは省級発展改革部門）

なお、地方政府に別の規定がある場合は、それに従うとされている。

この制度は、企業の投資決定における自主権を尊重するという趣旨で採用されたもので、市場や利益の見通し、投資資金のソースなどは企業自身が決めるべきものであるとして、以前のプロジェクト提案書（中国語の「項目建議書」）やフィージビリティ・スタディ報告書の提出を不要とし、政府としては経済の安全保障の合理的利用、生態環境の保護、産業の適切な配置、公共利益の保障、独占の防止などの観点から審査を行うとして、それらに関する事項をプロジェクト申請報告書に記載して提出することとした。しかし、その具体的な内容は明確でなく、地方によって審査・認可機関の要求はまちまちだった。

今回の通知は、プロジェクト申請報告書の記載内容を統一しようというものだが、通知に添付される記載項目及び説明を見ると、企業の負担はかなり重そうだ。項目としては、①申請企業及びプロジェクトの概要、②発展計画、産業政策、業種参入基準についての分析、③資源開発と综合利用についての分析（資源開発の場合または金属鉱・非金属鉱などの重要資源を使用する場合）、④省エネルギー案についての分析、⑤立地及び土地使用案、土地利用の合理性、土地収用及び住民移転案、⑥環境・生態への影響についての分析、⑦経済影響分析、⑧社会影響分析があげられている。

このうち、「④省エネルギー案についての分析」では、業種と地区の省エネルギー関係規定、国と地方のエネルギー使用標準及び省エネルギー設計基準、所在地のエネルギー供給状況を記述し、自社が採用する技術・設備・工程の適合性、問題、改善措置とその効果などを説明しなければならないとされている。これは、中国の事情に通じた専門機関でなければ難しい。エネルギー使用については、環境影響評価と違って、専門機関による評価が義務付けられているわけではないが、これらの内容を記述するには中国の専門機関に委託せざるを得ないと思われる。実際にどの程度まで詳しい内容を求められるかは分からないが、製造業、特に高エネルギー産業とされる鉄鋼、非鉄金属、化学、建材などで進出する場合には、注意が必要だろう。

「⑦経済影響分析」では、産業、地域及びマクロ経済に対する影響を説明することとされているが、特に大型プロジェクトの場合には、各方面について分析・評価を行うことが求められている。「⑧社会影響分析」は、地域住民、就業、文化・教育、公衆衛生などの面の影響についての説明とされている。

なお、「⑤立地及び土地使用案、土地利用の合理性、土地収用及び住民移転案」については、プロジェクト申請報告書の提出の前に、都市計画部門の「計画立地選定意見書」（中国語は「規劃選址意見書」）、土地管理部門の「プロジェクト用地事前審査意見書」（中国語は「項目用地預審意見書」）を取得し、また「⑥環境・生態への影響についての分析」については、環境保護部門の「環境影響評価意見書」（中国語も同じ）を取得している必要がある（これらの意見書を添付する）ことから、要点を記述すればよいと思われる。

この通知は、内資企業のプロジェクト申請報告書も対象としているが、外商投資プロジェクトに対しては、上記の内容以外に、次のような要求が加えられている。

- ・一般の外商投資プロジェクトは、プロジェクトの概要の中で、経営期限、目標とする市場、計画雇用者数、価格（公共製品・サービスの場合）、出資方式、輸入設備及びその金額などを説明しなければならない。
- ・国内企業の買収プロジェクトは、生産・投資の規模を拡大せず、新たに土地、エネルギー・資源を使用しない場合には、申請報告書の内容を簡略化してよいが、ただし、①国内企業の状況（財務状況、資産評価・確認の状況、売却目的など）、②外国企業の状況（直近3年の財務状況、中国大陸での投資状況、市場占有率、業績など）、③買収後の従業員の配置及び債権・債務の処理、④国内企業の売却資金の用途などを重点的に説明しなければならない。

●加工貿易の原材料消耗量の申告方法・条件についての公告が出る

今年3月1日から「税関の加工貿易単位当たり消耗量管理弁法」が新たに施行され、加工貿易で保税・課税の基準となる原材料消耗量標準について、企業が申告した数量を税関が査定するという方式が採られているが、5月30日付で上記表中の税関公告が出され、申告の方法・条件に補充規定が設けられた。主な内容は、次のとおり。（なお、上記弁法については、本誌1月31日号の解説をご参照ください。）

- ・単位当たり消耗量の申告時点は、通常は製品の輸出の前、深加工結転の前または国内販売の前とされるが、「生産工程が単純で、製品の純消耗が比較的安定し、製品の単位当たり原材料消耗の関係が複雑でない企業」は、税関への契約登録時点で一括して申告することができる。
- ・単位当たり消耗量を申告する際は、税関の電子システム（H2000）が調整されるまでは、所定の「税関加工貿易単位当たり消耗量申告書」（原文は「税関加工貿易単耗申報単」）に記入し、調整後は紙ベースまたは電子データ形式で申告する。規定に従って申告しない場合、通関手続を行うことができない。
- ・税関が単位当たり消耗量標準を公布、実施している製品についても、企業は自社の消耗量を申告できるが、ただし、それが消耗量標準の限界値を超過する場合には、限界値によって保税原材料の照合・消込を行い、超過部分については保税を認めない。
- ・単位当たり消耗量または工程損耗量の比率を計算する際に、同一の原材料に保税と非保税のものがある場合には、非保税原材料から発生した損耗については工程損耗に算入する。
- ・税関が単位当たり消耗量を査定する前でも、保証金を納付または銀行保証を差し入れれば、輸出入、国内販売の手続きを行うことができるが、その金額は、単位当たり消耗量を査定する製品に対応する保税原材料に対して課税する税額と同額とする。

●省エネと汚染物質排出量削減の総合的施策についての国務院通知が發布される

「国民経済・社会発展第11次5カ年計画要綱」では、2010年までの期間内にGDP単位当たりエネルギー消費量を20%程度、主要汚染物質排出量を10%減少させるという「約束性指標」が掲げられているが、これを実現するための総合的な施策が国務院から發布された。これは、各省・自治区・直轄市政府と国務院各部門に対して、それぞれの実情に合わせて実施するよう求めたものである。内容は多岐にわたるが、その中で特に進出企業にも影響が及びそうなものは次のとおり。

- ・「外商投資産業指導目録」を早期に改定し、省エネルギー・環境保護分野への投資を奨励し、高エネルギー消費・高汚染プロジェクトを厳しく制限する。「加工貿易禁止類商品目録」を調整し、加工貿易への参入のハードルを引き上げる。
- ・プロジェクトの省エネルギー評価審査制度を早急に確立する。「固定資産投資プロジェクト省エネルギー評価及び審査指南」（注）を作成し、地方への指導・監督を強化する。総量指標を審査・認可の前提条件とし、また高エネルギー消費・高汚染産業の審査・認可権限を上部機関に引き上げる。
（注）今年1月に国家発展改革委員会から同名の文書（2006年版）が發布されており、これには評価・審査の根拠とすべき法令、計画、産業政策、業種参入基準、技術標準などのリストが記載されている。
- ・省エネルギー、節水、資源综合利用、環境保護の製品（設備・技術）リストの制定に注力する。省エネルギー・環境保護プロジェクトへの企業所得税の減免と設備投資控除を実施する。省エネルギー・排出量削減の設備投資に対して、仕入増値税控除を適用する。廃棄物と資源综合利用製品に対する増値税の優遇政策を整備する。資源を综合利用し、国の産業政策に定める製品を生産して得た所得に対する企業所得税控除政策を実施する。環境保護タイプの自動車・船舶、エネルギー・土地節約と環境保護タイプの建築及び改造に対する税の優遇政策を実施する。資源税の改革に注力し、計算方法を改善し、税負担を引き上げる。燃料油税を適当な時期に制定する。環境税の徴収を検討する。新エネルギー発展促進の租税政策を検討する。先進的な省エネルギー・環境保護技術・設備輸入に対する税の優遇政策を実行する。

以上

CHINA WEEKLY FOREX

人民元の動き

日付	Open	Range	Close	JPY		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比	
				前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close				
2007.06.04	7.6500	7.6480~7.6520	7.6512	0.0039	6.2713	0.0014	0.9803	0.0012	10.2881	0.0101	2.8400	3850.38	346.7000
2007.06.05	7.6422	7.6411~7.6435	7.6412	0.0100	6.2771	0.0058	0.9788	0.0015	10.3136	0.0255	2.7900	3949.89	99.5100
2007.06.06	7.6385	7.6338~7.6390	7.6342	0.0070	6.2968	0.0197	0.9775	0.0013	10.3237	0.0101	2.7500	3959.64	9.7500
2007.06.07	7.6485	7.6441~7.6560	7.6487	0.0145	6.3086	0.0118	0.9790	0.0015	10.3255	0.0018	2.4900	4080.27	120.6300
2007.06.08	7.6580	7.6550~7.6616	7.6550	0.0063	6.3172	0.0086	0.9801	0.0011	10.2841	0.0414	2.2500	4103.75	23.4800

トピックス

- 【4日】**
- 中国は、気候変動問題について国際協力を強化する意思はあるが、あらゆる地域協力は京都議定書を「補完するもの」であるべきだとし、最優先課題は経済発展でなければならないとの姿勢を示した。
 - 国土資源部は、過剰投資の抑制と耕作地の保護が狙いとして、地方政府に対して土地利用計画を速やかに国務院に提出し承認を得よう指示した。
 - 陳健 商務部次官補は2007年の企業の海外投資（金融分野を除く）が、前年比+30%を超えるとの見解を示し（2006年：同+32%）、海外投資の力強い伸びが続いていることについて「政府による経常黒字削減への取組みを反映したものである」と述べた。
 - 劉建超 外務部報道局長は温家宝 首相が激務を理由に2期目の続投を拒んでいるとする報道を否定した。
- 【5日】**
- リプスキー国際通貨基金（IMF）筆頭副専務理事は、中国株式市場が4日に急落したことについて、世界の金融市場に影響が広がるリスクは見当たらないとの見解を示した。
 - 周小川 中銀総裁は、豚肉や卵、その他の食品価格の上昇を受け「中銀は物価の変動を注視している」と述べ、加えて「5月の消費者物価指数（CPI）によって次のマクロ政策措置を決定する方針である」「人民元の安定を維持する」「さまざまな金融政策ツールを用いる可能性を排除しない」と述べた。
 - バートン国際通貨基金（IMF）アジア太平洋局長は、中国の為替制度の柔軟性が限られていることがアジア地域の通貨の上昇を抑制し、金融政策を実施する上での負担を重くしているとの見解を示した上で、与信の急速な伸びや過剰な投資を抑制するために金融政策を活用できるようにすることが必要であるとし、中国に為替の柔軟性拡大を求めるIMFの姿勢をあらためて示した。
 - ポールソン財務長官は先月行われた米中戦略経済対話における合意事項の一部は、市場が決定する人民元相場に向けた基盤作りの一助となるが、これは小さな一歩の積み重ねによる長い道のりであるとし、加えて同国の金融システムを改革すれば同国金融市場の振れやすさは低下するとの見解を示した。
 - 樊綱 中銀金融政策委員会委員は「銀行の準備金が過剰である限り、中銀は預金準備率をさらに引き上げる用意がある」と述べた。
- 【6日】**
- ドイツで6日から開かれる主要国首脳会議（ハイリゲンダム・サミット）を前に当地で開かれた国際通貨会議で、トリシェ欧州中央銀行（ECB）総裁は、人民元の柔軟化の必要性をめぐって主要国（G7）は立場を明確に示しているとし、「柔軟化が一段と早まる方向に向けて一定の動きがみられれば、中国にとっても国際経済にとっても一段と好ましい状況になり得ると確信する」と述べた。さらにバーナンキ米連邦準備理事会（FRB）議長は人民元の上昇ペースは米国にとってまだ遅すぎるとみられているとした上で「人民元が一段と柔軟化すべきとの認識で米中双方は一致しているが、実際の柔軟化のペースをめぐっては一致していない」と述べた。
- 【7日】**
- 国際通貨基金（IMF）報道官は中国株の下落が中国あるいは世界の経済・金融市場に影響を及ぼす可能性は低いとの見解を示した。
- 【8日】**
- 主要国首脳会議（ハイリゲンダム・サミット）の声明では、世界経済が良好である一方、巨額の経常黒字抱える新興市場国は、不均衡是正につながる為替動向を確保することが必要であるとした上で、さらにヘッジファンド業界の拡大に対する警戒が必要であるとした。

RMB レビュー&アウトルック

- 人民元は前週末比小幅反落となる7.6500にてオープン。週初より株式市場が先週末比約8%の急落となったものの為替相場への影響は限定的であり、週中には為替制度変更後初めて7.6400を上回り、最高値を更新し7.6338まで上昇した。しかし5月以降、上昇速度が速まっていたこともあり、その後上値が重くなると更に買い進む動きとはならず、中銀発表基準値が7.66半ばまで急落した週末には週間安値である7.6616まで下落した。来週は主要経済指標が相次いで発表となる。今週政府要人から物価上昇、景気過熱を懸念する発言があったこともあり、発表指標により景気過熱感が再び明らかになると追加金融引締め政策の発動には注意が必要であろう。

（市場業務部 為替グループ アジア・エマージング通貨チーム）

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。